

議案第54号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

次に掲げる理由により、本条例の一部を改正するものです。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正されたことに伴い、複数の建築物を連携して建築物エネルギー消費性能向上計画の認定や変更認定を受ける場合の手数料を定めるため。
- (2) 住民基本台帳法が改正され、住民票及び戸籍の附票の除票に関する規定が新たに設けられたことに伴い、当該規定に基づく住民票及び戸籍の附票の除票の写し等に係る交付手数料を定めるため。
- (3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことを踏まえ、危険物貯蔵所の設置許可申請手数料の額を変更するため。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

(取手市手数料条例の一部改正)

第1条 取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(8)まで（略）	（略）	（略）
(9) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項並びに第12条の3第1項, 第2項及び第8項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	（略）
(10) 住民基本台帳法第12条第1項並びに第12条の3第1項, 第2項及び第8項の規定による住民票記載事項証明書の交付	住民票記載事項証明書の交付手数料	（略）
(11)から(13)まで（略）	（略）	（略）
(14) 住民基本台帳法第20条第3項及び第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	（略）
(15)から(100)まで（略）	（略）	（略）
(101) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準</u> (以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅

性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア)から(エ)まで (略)

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア)から(エ)まで (略)

ウ 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、ア又はイに規定する額に、この表の低炭素建築物新築等計画認

		定申請手数料の項におけるウ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額
(102) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	ア <u>適合証</u> がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略) イ <u>適合証</u> がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略) ウ <u>建築基準関係規定適合審査</u> を受けるよう申し出る場合にあつては、ア又はイに規定する額に、この表の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項におけるウ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額
(103)から(130)まで (略)	(略)	(略)

別表第2(消防関係)

事務	手数料を徴収する事務	金額
1 (略)	(略)	(略)
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) (略)	(略)
	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請	アからエまで (略) オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋

	に対する審査	<p>外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>①及び② (略)</p> <p>③ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,580,000</u> 円</p> <p>④ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,940,000</u> 円</p> <p>⑤ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,260,000</u> 円</p> <p>⑥から⑧まで (略)</p> <p>カからシまで (略)</p>
	(3) (略)	(略)
3から7まで (略)	(略)	(略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(8)まで (略)	(略)	(略)
(9) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項並びに第12条の3第1	住民票の写し又は除票の写しの交付手数料	(略)

<p>項, 第2項及び第8項の規定による住民票の写し又は<u>同法第15条の4第1項及び第3項から第5項までの規定による除票の写しの交付</u></p>		
<p>(10) 住民基本台帳法第12条第1項並びに第12条の3第1項, 第2項及び第8項の規定による住民票記載事項証明書又は同法第15条の4第1項及び第3項から第5項までの規定による除票記載事項証明書の交付</p>	<p>住民票記載事項証明書又は除票記載事項証明書の交付手数料</p>	<p>(略)</p>
<p>(11)から(13)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(14) 住民基本台帳法第20条第1項, 第3項及び第4項の規定による戸籍の附票の写し又は同法第21条の3第1項, 第3項及び第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付</p>	<p>戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料</p>	<p>(略)</p>
<p>(15)から(100)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(101) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>ア <u>法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって, 法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り, 当該適合してい</u></p>

ることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関（同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。以下この号及び次号において「適合証」という。）がある場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあっては、次の（ア）から（エ）までに掲げる区分に応じ、当該（ア）から（エ）までに定める額

（ア）から（エ）まで（略）

イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証がない場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあっては、次の（ア）から（エ）までに掲げる区分に応じ、当該（ア）から（エ）までに定める額

（ア）から（エ）まで（略）

ウ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、ア又はイに規定する額に、この表の低炭素建築物新築等計画認定申請手

		<p>数料の項におけるウ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p> <p>エ <u>法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画</u>にあつては、申請に係る建築物について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) <u>法第29条第3項の申請建築物</u> ア、イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) <u>法第29条第3項の他の建築物</u> 一の建築物につき、ア又はイに規定する額</p>
<p>(102) <u>法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u></p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア <u>法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)</u>にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>イ <u>法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)</u>にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>ウ <u>法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であ</u></p>

		<p> <u>って、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合(同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)</u>にあつては、ア又はイに規定する額に、この表の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項におけるウ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額 </p> <p> <u>エ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあつては、変更の申請に係る建築物につき、次の(ア)又は(イ)に定める額をそれぞれ加算した額</u> </p> <p> <u>(ア) 法第29条第3項の申請建築物</u> <u>ア、イ又はウに規定する額</u> </p> <p> <u>(イ) 法第29条第3項の他の建築物</u> <u>一の建築物につき、前号ア又はイに規定する額</u> </p> <p> <u>オ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、変更の申請に係る建築物につき、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額をそれぞれ加算した額</u> </p> <p> <u>(ア) 法第29条第3項の申請建築物</u> <u>ア、イ又はウに規定する額</u> </p> <p> <u>(イ) 法第29条第3項の他の建築物(追加に係るものを除く。)</u> <u>一の建築物につき、ア又はイに規定する額</u> </p> <p> <u>(ウ) 法第29条第3項の他の建築物(追加に係るものに限る。)</u> <u>一の建築物につき、前号ア又は</u> </p>
--	--	---

		イに規定する額
(103)から(130)まで (略)	(略)	(略)

別表第2(消防関係)

事務	手数料を徴収する事務	金額
1 (略)	(略)	(略)
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所, 貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) (略)	(略)
	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	<p>アからエまで (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ, それぞれ次に定める金額</p> <p>①及び② (略)</p> <p>③ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000</u> 円</p> <p>④ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,950,000</u> 円</p> <p>⑤ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,270,000</u> 円</p> <p>⑥から⑧まで (略)</p> <p>カからシまで (略)</p>

	(3) (略)	(略)
3から7まで (略)	(略)	(略)

第2条 取手市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(100)まで (略)	(略)	(略)
(101) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅

以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したのものに限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア)から(エ)まで (略)

イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア)から(エ)まで (略)

ウ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、ア又はイに規定する額に、この表の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項におけるウ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額

エ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、申請に係る建築物について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

		<p>をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) 法第29条第3項の申請建築物 ア, イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) 法第29条第3項の他の建築物 一の建築物につき, ア又はイに規定する額</p>
(102) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって, 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略)</p> <p>イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって, 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略)</p> <p>ウ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて, 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合(同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては, ア又はイに規定する額に, この表の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項におけるウ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ, 当該(ア)又は(イ)に定める額を加算し</p>

		<p>た額</p> <p>エ <u>法第29条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあつては、変更の申請に係る建築物につき、次の(ア)又は(イ)に定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) <u>法第29条第3項</u>の申請建築物 ア, イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) <u>法第29条第3項</u>の他の建築物 一の建築物につき、前号ア又はイに規定する額</p> <p>オ <u>法第29条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、変更の申請に係る建築物につき、次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) <u>法第29条第3項</u>の申請建築物 ア, イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) <u>法第29条第3項</u>の他の建築物(追加に係るものを除く。) 一の建築物につき、ア又はイに規定する額</p> <p>(ウ) <u>法第29条第3項</u>の他の建築物(追加に係るものに限る。) 一の建築物につき、前号ア又はイに規定する額</p>
(103) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する <u>法律第36条第1項</u> の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	(略)
(104)から(130)まで (略)	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(100)まで（略）	（略）	（略）
(101) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関

		<p>係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>イ 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア)から(エ)まで (略)</p> <p>ウ 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、ア又はイに規定する額に、この表の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項におけるウ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p> <p>エ 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画にあつては、申請に係る建築物について、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) 法第34条第3項の申請建築物 ア、イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) 法第34条第3項の他の建築物 一の建築物につき、ア又はイに規定する額</p>
(102) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネル	建築物エネルギー消費性能向上	ア 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー

<p>ギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>計画変更認定申請手数料</p>	<p>消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略)</p> <p>イ 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)から(エ)まで (略)</p> <p>ウ 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合(同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては、ア又はイに規定する額に、この表の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項におけるウ(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額</p> <p>エ 法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であつて、同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合にあつては、変更の申請に係る建築物につき、次の(ア)又は(イ)に定める額をそ</p>
----------------------------------	--------------------	---

		<p>れぞれ加算した額</p> <p>(ア) <u>法第34条第3項</u>の申請建築物 ア, イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) <u>法第34条第3項</u>の他の建築物 一の建築物につき, 前号ア又はイに規定する額</p> <p>オ <u>法第34条第3項各号</u>に掲げる事項の記載がある建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって, 変更の申請に係る建築物につき, 次の(ア)から(ウ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(ウ)までに定める額をそれぞれ加算した額</p> <p>(ア) <u>法第34条第3項</u>の申請建築物 ア, イ又はウに規定する額</p> <p>(イ) <u>法第34条第3項</u>の他の建築物(追加に係るものを除く。) 一の建築物につき, ア又はイに規定する額</p> <p>(ウ) <u>法第34条第3項</u>の他の建築物(追加に係るものに限る。) 一の建築物につき, 前号ア又はイに規定する額</p>
(103) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する <u>法律第41条第1項</u> の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	(略)
(104)から(130)まで (略)	(略)	(略)

第3条 取手市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(13)まで (略)	(略)	(略)
(14) 住民基本台帳法第20条第1項、 <u>第3項及び第4項</u> の規定による戸籍の附票の写し又は同法第21条の3第1項、 <u>第3項及び第4項</u> の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	(略)
(15)から(130)まで (略)	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(13)まで (略)	(略)	(略)
(14) 住民基本台帳法第20条第1項及び <u>第3項から第5項までの</u> 規定による戸籍の附票の写し又は同法第21条の3第1項 <u>及び第3項から第5項までの</u> 規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	(略)
(15)から(130)まで (略)	(略)	(略)

付 則

(施行期日)

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 第1条中別表第1第9号、第10号及び第14号の改正規定 公布の日

- (2) 第1条中別表第2の改正規定 令和元年10月1日
- (3) 第1条中別表第1第101号及び第102号の改正規定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (4) 第2条の規定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (5) 第3条の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった手続に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった手続に係る手数料については、なお従前の例による。